



冤罪防止法を自分
で作ってみました
た。

実際にある法律で
はありません。

田中圭

過去冤罪を生んでしまった歴史を繰り返さないために。最大限の努力をする。

検察官による証拠の捏造、冤罪を意図的に作ろうとしていた事件を受け、2度とこのようなことが起こらないように

第1条

証拠に基づかない捜査の禁止 捜査は必ず証拠に基づかなければならない。また、自白の強要、証拠の捏造、取調べにおいての暴力、脅迫行為は禁止する。これを行ったものは犯罪者として厳正に処罰する。

第2条 上司による 上級庁は監視、指導する義務を負う。

第3条 リーディングケースにより 過去の冤罪から学び、

第4条 思い込み捜査の禁止

おもいこみで捜査をしてはならない。

過去の冤罪において証拠の捏造、ありもしない自白の強要、意図的な調書の作制が行われた疑いがあり、

第5条 取調べは可視化を当然とする。また、取調べの記録を改ざん、編集してはならない。

第6条 検察、警察は全ての証拠の開示義務に応じなければならない。

これを拒否することはできない。証拠を棄損、紛失した者はこれ

を罰する。

また、意図的に証拠を棄損、紛失した者は以後捜査機関での職務を行うことはできない。

第7条 冤罪が起こらぬよう、全ての捜査関係者が努力しなければならない。

第8条 違法捜査はこれを禁ずる。また、法を逸脱した捜査は罰せられる。

第9条 日本国憲法により3権分立を運用し、司法たる裁判所、検察官。立法たる国会

行政たる内閣は互いに冤罪が起こらぬよう監視しあう義務を負う。また、国会、内閣は冤罪防止のため、司法権に3権分立の範囲内で行動の履行。情報の開示を求めることができる。司法は3権分立の範囲内であればこれを拒むことはできない。

第10条

作成中です